# 一般社団法人日本ウェイクサーフィン協会 会員の義務及び入・退会の認定等に関する規約

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人日本ウェイクサーフィン協会の会員の入退会の基準を定める ものである。なお、この規約は、一般社団法人日本ウェイクボード協会(以下、JWB Aとする。)との共同会員(以下、特別会員とする。)についても適用するものとする。

# (会員の入会承認)

第2条 当会が入会希望者から申込書(本規約別紙1)及び第3条に定める誓約書(本規約別 紙2)をもって申し込みを受けたときは、代表理事は下記各項目の該当の有無につき審 査し、他の理事の意見を聴取したうえで、その者の入会の可否を判断する。

なお、入会を拒否する場合は、代表理事はその旨を入会希望者に対して適宜の方法で 通知するとともに、当該申込書にその理由を付記して、5年間保管するものとする。

記

- 1、入会希望者が、暴力団構成員であるなどの反社会勢力に関係する者又は過去に関係のあった者であるか。
- 2、入会希望者が、過去に、当会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたことが なかったか。又は、将来、それらの行為をする蓋然性があるか。
- 3、入会希望者が、過去に他の会員に対し、SNS などを利用した誹謗中傷、風説の流布や 偽計・威力を用いて信用棄損するなど、当会の会員として品格を損なう不適切行為を したことがないか。又は、将来、それらの行為をする蓋然性があるか。
- 4、当会の経費に支弁するための協会費の支払意思及び能力があるか。
- 5、再入会希望者の場合は、過去に当会の会員として在籍していた期間中、上記1万至4 に該当し又は該当し得る行為をしていたか。

## (入会時の措置)

第3条 入会希望者は、当会の定款等規約を順守し、紳士的行動をとる旨、これに違反した場合には退会扱いとなっても異議無い旨の誓約書を提出しなければならない。

#### (会員の義務)

- 第4条 会員は、当会の経費に支弁するため、下記の区分に従い、社員総会において定めた協会費(消費税課税対象外)を、当会が定めた期日までに支払わなければならない。会員は、協会に対して支払った協会費について、事由のいかんにかかわらず、協会に返却を求めることができない。
  - ①:正会員 8,000円
  - ②:特別会員 2,000円

- 2 会員は、当会の名誉を傷つける言動及び当会の目的に反する行為をしてはならない。
- 3 会員は、当会及び他の会員に対し、SNS などを利用した誹謗中傷、風説の流布や偽計・ 威力を用いて信用棄損するなど、当会の会員として品格を損なう不適切行為をしてはな らない。
- 4 会員は、他の会員又は第三者との間で紛争が生じた場合、当会に対して当該紛争により 生じた責任を追及できず、自己の費用と責任において当該紛争を解決しなければならな い。

### (会員の権利)

第5条 会員は、当会の主催又は公認するウェイクサーフィンの大会に選手登録をしたうえで、 当会の定める要綱に従って、該大会に参加をすることができる。但し、当会の会員として ふさわしくない行為があったと当会が判断したときは、当会は選手登録を認めず、又は既 になされた選手登録を抹消して当該大会への参加を認めないことがある。なお、この当会 の決定に対して、会員は異議を申し立てることができない。

## (会員除名の際の扱い)

- 第6条 当会において、当会の会員としてふさわしくない行為があったと判断したときは、当 該会員をいつでも除名することができる。
  - 2 当会が前項の手続により当該会員を除名した場合、除名した会員に対して直ちに除名 の事実を通知する。当該会員の行方が分からない時には、ホームページに公告すること で通知に代える。
  - 3 前2項により除名した会員が既に支払った年会費は、事由のいかんにかかわらず、除 名会員に対して返却しない。

#### (会員への広報)

第7条 当会は会員に対して、定款31条で定める官報のほかに、公式ホームページその他当会が適当と判断する方法により逐次必要な情報を発信するものとする。

## (改廃)

- 第8条 本規約の制定及び改廃は、社員総会の決議による。
  - 2 本規約の改廃の会員に対する効力は、本会が、会員において本規約を知りうる状態に 置いた時(インターネットを通じた送信、公式ホームページへの掲載、官報の掲載その 他一切の通知方法を取った時)から生じる。

#### (附則)

本規約は令和2年6月18日から施行する。